

地域医療科からのご案内

専門医とかかりつけ医の連携

病院にかかる時、どの科にかかれればいいのかわからず困ることはありませんか。そんなときは、お近くの医院や診療所に相談してください。必要に応じて病院の専門診療科の予約を取って頂くことが出来ます。

検診で異常を指摘されて病院を受診したが、長期継続した通院が必要になって困っておられませんか。そんなとき病院からお近くの医療機関へ紹介をさせていただきます。

このように医院や診療所と病院の専門医の連携をとるのが地域医療科です。地域の医療機関が連携して皆様のお役に立てるように、次のことをご了解頂きますようお願いいたします。

救急入院ベッドの確保についてご協力をお願いします

救急体制では、入院が必要なときに入院していただけるように限られた病床を有効に利用する必要があります。八鹿病院以外の医療機関で入院が必要とされた方にも、スムーズに入院していただけるように

連携を進めていきます。そのために、病状が落ち着いた方にはできるだけ早く退院していただけるように、ご協力をお願いしております。

専門科での診療を希望される方へ

各専門科は予約の方と他の医療機関からの紹介の方が多いたまは、受診されてもその日に診療できないことがあります。その様なときには総合救急を受診していただいた上で、当日もしくは後日適切な専門科を受診していただくように、予約等を取らせていただきます。

地域医療機関からの受診予約

地域医療科では他の医療機関から、外来受診や検査の予約が可能です。かかりつけ医をお持ちの方は、その医療機関で相談をお願いします。

診察待ち時間についてのお願い

外来の診察は、急を要する方、紹介で受診された方を優先して診療させていただく必要があり、状況により予約の方でも診察時間が遅れることがあります。ご理解、ご協力お願い申し上げます。

総合救急外来

平成17年4月より、診療時間内（午前8:30～午後5:15）の総合救急外来では、専任の医師（総合診療医）が診療を行っています。

以下のような場合に総合救急外来で診療を受けていただいています。

- 患者様やご家族が救急と判断されて受診された場合（救急車を利用されたかどうかにかかわらず）
- 総合案内、総合受付で緊急性があると判断されて受診を勧められた場合
- 各診療科で緊急性があると判断されて受診を勧められた場合

以下のような場合にも応急的な診療をさせていただいています。

- 予約されずに受診され、診療を受けていただくことが困難な場合
 - 担当医師が手術等で診療が困難な場合
- 受診される場合には、総合案内、総合受付でその旨を言っていただくか、総合救急外来に直接来ていただいて受付をお願いします。

総合救急外来で診療が完結する場合がありますが、

必要に応じて適切な診療科に診療を引き継ぎます。

入院になる場合は、適切な診療科に入院していただきます。

総合救急外来では、迅速な対応を第一に診療を行っていますが、緊急性が高いと判断された患者様を優先させていただいています。

「しんどいのですこしでも早く何とかしたい」とか「体調が悪いが何科で診察を受けたら良いのか判断が難しい」という方は、まず総合救急外来を受診されてはいかがでしょうか。

症状（または健康上の問題点）にかかわらず初期診療をさせていただき、適切な診療を受けられるようにお手伝いをさせていただきます。

黒田 達実



患者様の権利に関する宣言

公立八鹿病院職員一同は、医療の中心は皆様であり、医療が皆様との信頼関係に成り立つことを認識して、「患者の権利に関するリスボン宣言」に従って、皆様に次のような権利と責任があることを確認します。

1. 良質な医療を受ける権利……差別されることなく、良質な医療を受ける権利があります。
2. 選択の自由の権利……医療機関や医師を自由に選択し、また、変更する権利があります。
3. 自己決定の権利……十分な説明のもとに、自分自身の治療を決定する権利があります。
4. 情報を得る権利……医療上の全ての自己情報を知る権利があります。
5. プライバシーなどの機密保持を得る権利……治療で医療従事者が知り得たすべての個人のプライバシーの機密保持を得る権利があります。
6. 人間の尊厳を得る権利……尊厳を保ち安楽に終末期を迎えるための、あらゆる可能な助力を受ける権利があります。
7. 療養や健康についての教育を受ける権利……皆様には健康についての教育や、疾病の予防や早期発見についての教育を受ける権利があります。また、出来るだけ健康的な生活習慣を身につける責任があります。